

平成29年 第7回浅口市農業委員会議事録

平成29年7月13日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。
召集委員は次のとおり

出席委員 20名

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	瀬 良 靖 昌	11	田 淵 義 正	18	高 淵 末 孝
2	鍋 谷 恒 久	12	亀 岡 克 史	19	齋 藤 孝 実
3	藤 澤 義 則	13	西 山 富 雄	21	伊 澤 誠
6	友 田 陽 勝	14	平 井 淳 生	24	瀬 良 静 香
7	藤 澤 紀 郎	15	高 井 基 次	25	山 下 康 朗
9	佐 藤 和 博	16	山 下 眞 治	26	問 田 一 男
10	西 本 健 次	17	森 藤 堅		

欠席委員 3名

20番 青木 光朗 22番 福田 玄 23番 岡邊 正継

事務局出席

局長 平本 仁至 書記 板谷 俊之

会議に付した議案等

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議 事

議案第18号 農地法第3条関係

議案第19号 農地法第5条関係

議案第20号 農用地利用集積計画

日程第4 報告事項

報告第14号 農地法第5条関係

報告第15号 農地法第18条等の合意解約通知

報告第16号 利用目的の変更届

日程第5 その他

開会（午前9時24分）

議長 おはようございます。

定刻時間より若干早いですが、きょういろいろありますので始めさせていただきたいというふうに思います。

今まで梅雨でしたけど、天気予報を見ますときょうぐらいでそろそろ梅雨が上がるんじゃないかというような気象状況になってきたと思います。雨も西日本から今度は中より東のほうへかわっていってくれとりますんで、日本全国どこもがやっぱり水害出るような状況じゃないかというふうに思いますが、幸いなことに当地は本当に晴れの国おかやまという格好でそれほど大きな災害は出てないという喜ばしいような地域でございます。

それでは、これから始めます。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、農業委員会にご出席いただきご苦勞さまで。また、平素から農業委員会にご理解とご協力をいただいておりますことをこの場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

それでは、議題に入らせていただきます。

本日の議事は3議案、3報告、その他です。よろしく申し上げます。

なお、その他の項目で、きょうは改選農業委員会のこと、そうして我々の任期も最後になりますが、それぞれ地域の農地の現状確認と、それから見直しという、そういうその他の項目であります。若干時間が長くかかるかわかりませんが、慎重な審議をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

これより平成29年第7回浅口市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、20番青木委員、22番福田委員、23番岡邊委員の3名であります。出席委員は20名で定足数に達するため、委員会は成立いたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、会期について。

会期は本日1日と決定したいと思います、これにご異議ございませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、会期を本日1日と決定いたします。

日程第2、議事録署名委員の指名について。

農業委員会規則第12条第2項の規定により、議事録の署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、14番平井委員、19番齋藤委員を指名いたします。

また、本日の会議書記には事務局職員の板谷書記を指名いたします。

日程第3、議事に移ります。

議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について、540番の件について

事務局から説明願います。

事務局 失礼します。
議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。平成29年7月13日提出。
番号540につきましては、昨日申請者から申請の取り下げ書が提出されました。取り下げの理由は私事です。したがって、本件につきましては審議は不要となりました。
以上です。

議長事務局 続きまして、議案第18号、542番の件について、事務局から説明願います。
失礼します。
番号542、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積899平方メートル。
譲り受け人は、鴨方町鴨方、75歳、農業。譲り渡し人は、鴨方町深田、84歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。
この譲り受け人は40年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要な下限面積を超えており、耕作者は2名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離は800メートルのため、取得後の農地についても利用できると思われれます。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれがないと判断されます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長委員 議案第18号、542番の件について、9番佐藤委員、説明をお願いいたします。
9番佐藤です。
この場所は鴨方高校のすぐ東側、ビッグ南になります。その譲り渡し人のこの土地はほかの人に管理していただいとったみたいなんです、去年その方が亡くなられて、譲り渡し人も高齢あるいは後継者もないというようなことから、その隣接地の譲り受け人に譲渡が決まったとのこと。別に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

議長委員 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。
なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第18号、542番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。
続きまして、議案第18号、544番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。
番号544、土地の所在地、鴨方町六条院東。登記地目、田。現況地目、畑。面積176平方メートル。
譲り受け人は、笠岡市新横島、54歳、農業。譲り渡し人は、鴨方町六条院東、32歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

この譲り受け人は20年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要な下限面積を超えており、耕作者は2名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離は10キロメートルのため、取得後の農地についても利用できると思われれます。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第18号、544番の件について、16番山下委員、説明をお願ひいたします。

委 員 16番山下です。

この場所は六条院東の相部公会堂南に約300メートルぐらいのところにあります。土木委員、水利委員の承諾も得ており、特に問題ないと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第18号、544番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第18号、546番の件について、事務局から説明願ひます。

事務局 失礼します。

番号546、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積138平方メートル。

譲り受け人は、金光町占見新田、57歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、金光町占見新田、88歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

この譲り受け人は30年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要な下限面積を超えており、耕作者は1名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離は100メートルのため、取得後の農地についても利用できると思われれます。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第18号、546番の件について、2番鍋谷委員、説明をお願ひいたします。

委 員 2番鍋谷です。

場所は金光学園の東、ほかま医院の道路を隔てての北側になります。何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第18号、546番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

事務局 続きまして、議案第18号、547番の件について、事務局から説明願います。
失礼します。

番号547、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積138平方メートル。

譲り受け人は、金光町占見新田、77歳、農業。譲り渡し人は、金光町占見新田、88歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

この譲り受け人は50年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要な下限面積を超えており、耕作者は1名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離は20メートルのため、取得後の農地についても利用できると認められます。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第18号、547番の件について、2番鍋谷委員、説明をお願いいたします。

委員 さっきと同じ1枚の田んぼを3人の方がということでありまして、何ら問題ありません。

議長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、議案第18号、547番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

事務局 続きまして、議案第18号、548番の件について、事務局から説明願います。
失礼します。

番号548、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積87平方メートル。

譲り受け人は、金光町占見新田、47歳、教員兼農業。譲り渡し人は、金光町占見新田、88歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

この譲り受け人は10年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要な下限面積を超えており、耕作者は4名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離は10メートルのため、取得後の農地についても利用できると認められます。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第18号、548番の件について、2番鍋谷委員、説明をお願いいたします。

委員 さっきと同じ答えでありまして、隣が実家でございます。一番右の端っこの隣を買って将来は拡充、広げるという考えじゃないかと思えます。

議長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第18号、548番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。
続きまして、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について、543番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。議案集は3ページになります。
議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。平成29年7月13日提出。
番号543、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、田。面積293平方メートル。
譲り受け人は、倉敷市福田町浦田、26歳、自営業。譲り渡し人は、鴨方町六条院西、60歳、農業。転用目的は一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟82.39平方メートル、木造2階建て瓦ぶき、建蔽率は28.12%です。
立地基準について、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超える区域内にある農地でありますので、第3種農地としております。一般基準について、資金は借入金です。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。また、被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないように対策がとられることとなっています。
以上のことから、審査基準の許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第19号、543番の件について、16番山下委員、説明をお願いします。
委員 16番山下です。
場所は六条院東、泉団地の北でございます。土木委員、水利委員の承諾も得ており、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第19号、543番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。
続きまして、議案第19号、545番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。
番号545、土地の所在地、金光町占見。地目、畑。面積156平方メートル。
譲り受け人は、寄島町、56歳、会社役員。譲り渡し人は、埼玉県所沢市中富南、67歳、会社員。転用目的は駐車場です。施設の概要は、カーポート1棟13.5平方メートルです。
立地基準について、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第

3種農地のいずれの要件にも該当しないため、農地区分は第2種としております。一般基準について、資金は自己資金です。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。また、被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対策がとられることとなっています。また、申請の農地以外に目的を達成するほかの土地がありません。

以上のことから、審査基準の許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 議案第19号、545番の件について、3番藤澤委員、説明をお願いいたします。
委 員 3番藤澤です。

これは三和保育園の北東へ約30メートルのところでございます。ここはやや坂で斜面になっておりますが、この間の水害でどうかと思ったんですが、何ら関係がなくて非常に安心しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第19号、545番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第19号、549番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。

番号549、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積721平方メートル。

譲り受け人は、金光町占見新田、医療法人。譲り渡し人は、岡山市北区津高、84歳、無職。転用目的は露天駐車場です。施設の概要は、駐車場721平方メートル、29台分です。

立地基準について、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、農地区分は第2種としております。一般基準について、資金は自己資金です。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。また、被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対策がとられることとなっています。また、申請の農地以外に目的を達成するほかの土地がありません。

以上のことから、審査基準の許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 議案第19号、549番の件について、7番藤澤委員、説明をお願いします。

委 員 7番藤澤です。

場所ですが、里見川の南側に金光教の大きな駐車場がございます。このすぐ南側になります。譲渡人は現在岡山の老人ホームに入っておられまして、高齢でしかも後継者がいないことから譲渡されるということでもあります。一方の譲り受け人は、近くの病院でことし4月から老健を開設されまして職員もふえたことから不足しているとい

うことであります。そのために譲り受けるということでもあります。土木委員の排水許可も得ておまして、特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、今説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、議案第19号、549番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

事務局 続きまして、議案第20号農用地利用集積計画について、事務局から願ひします。

議長 失礼します。議案書は4ページをお開きください。

議長 議案第20号農用地利用集積計画について。平成29年7月13日提出。

議長 説明をいたします。

議長 今回の議案の番号9番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

議長 利用権設定を受ける者は1人です。新規件数が1件で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が1件です。地目別設定面積は、田300平方メートル、畑0平方メートル、計300平方メートルです。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、議案第20号農用地利用集積計画についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

議長 日程第4、報告事項に移ります。

議長 報告第14号農地法第5条の規定による農地転用届け出について、事務局から願ひします。

事務局 失礼します。議案書は6ページになります。

議長 報告第14号農地法第5条の規定による農地転用届け出について（所有権移転）。平成29年7月13日提出。

議長 番号539の1、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積334平方メートル。

議長 同じく539の2、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積377平方メートル。

議長 同じく539の3、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積483平方メートル。

同じく539の4、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積59平方メートル。

同じく539の5、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積31平方メートル。

同じく539の6、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積255平方メートル。

同じく539の7、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積561平方メートル。

同じく539の8、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積688平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市玉島阿賀崎。譲り渡し人は、金光町占見新田、62歳、会社役員兼農業。岡山市北区伊島町、80歳、教員兼農業。金光町占見新田、75歳、農業。金光町占見新田、93歳、農業。金光町占見新田、88歳、農業。転用目的は分譲宅地です。施設の概要は、分譲宅地11区画、2、788平方メートルです。農地区分は第2種及び第3種です。

以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました。

この件について、2番鍋谷委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

委員 これは場所からいいますと、金光学園の北東で、笠岡倉敷線の3差路になったところのちょうど西側です。特に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 この件について何かありますか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、承認することに決定します。

続きまして、報告第15号農地法第18条の規定等による合意解約通知について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。議案書は7ページになります。

報告第15号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。平成29年7月13日提出。

番号536、土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積2,195平方メートル。

借り受け人は、金光町下竹、78歳、農業。貸出人は、金光町下竹、86歳、無職。合意年月日は平成29年6月1日。引き渡し年月日も同日です。

番号537、土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積1,204平方メートル。

借り受け人は、金光町下竹、78歳、農業。貸出人は、金光町下竹、68歳、農業。合意年月日は平成29年6月1日。引き渡し年月日も同日です。

番号538、土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積1,266平方メートル。

借り受け人は、金光町下竹、78歳、農業。貸出人は、金光町下竹、66歳、農業。合意年月日は平成29年6月1日。引き渡し年月日も同日です。

以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました。この件について何かありますか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、承認することに決定します。

事務局 続きまして、報告第16号利用目的の変更届について、事務局から説明願います。

失礼します。議案書は8ページになります。

報告第16号利用目的の変更届について。平成29年7月13日提出。

番号541、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積545平方メートル。

申請人は、鴨方町鴨方、64歳、農業。変更目的は、土砂流出を防ぐための土どめを設置するものです。

以上です。

議長 報告第16号の件について、9番佐藤委員、補足説明がありましたらお願いします。

委員 9番佐藤です。場所ですが、鴨方中学校東側の建設中のコンビニのすぐ北側となります。ここの畑は斜面になっていて、南側のコンビニへ土砂が流出しないようにするため、土留めをするということです。何ら問題ないと思いますので、よろしく願います。

議長 この件について何かありますか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、承認することに決定します。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等ありましたら、お願いいたします。

事務局 失礼します。その他について、7件ご報告がございます。

まず1件目、相続の届け出について。今回の相続の届け出は1件です。

大阪府茨木市駅前、〇〇〇〇さんです。

次に、利用状況調査及び非農地現地調査について。

次に、新たな農業委員会制度における農業委員及び推進委員の定数、報酬額案について。

次に、今年度の市町村農業委員、推進委員の研修会について。

次に、今年度の視察研修について。

最後に次回の委員会は8月15日火曜日、午前9時30分から行います。会場はこの場所です。8月15日火曜日です。お盆の中で申しわけありません。

なお、次回、農業委員会だよりを発行するときの表紙にこの委員会の様子を撮らせて、載せさせていただこうと考えております。本日は欠席の委員さんが多いので、次回の委員会でこの委員会の様子を写真を撮らせていただいて、それを次回発行する農業委員会だよりの表紙に採用させていただければと思っております。

事務局からは以上です。

議長 いろいろな議事、そしてまたそれぞれ具体的な宿題が出ておるようですが、しっかり帰って目を通していただいて、次回の委員会でスムーズに案がまとまるようにご準備をしていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の会議を終わります。

どうもご苦労さまでした。

閉会（午前10時42分）

上記顛末を記載した者は書記板谷俊之であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年7月13日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩